

## 消費生活相談員資格試験の運営に関する論点（第3回資料2－1） についての意見

2014年8月29日  
弁護士 池本誠司

### 第7項（2）試験業務の信頼性確保のための措置

#### ②「試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと」について

専任の人員を配置する意味だとすれば、相談員資格試験の実施規模や登録団体の人的体制に照らして現実的でない。

試験業務の信頼性確保のためには、試験業務の管理について責任を持って実施する部署・責任者が明確に定まっていることが必要であることは賛成だが、他の業務との兼務を認めない専属担当者とする必要はない。

資格試験の実施は1年間の中で繁忙期と閑散期があり、担当者が他の業務を兼務することが現実的であると考ええる。

#### ③「試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること」について

インターネットやSNSの普及により試験における不正行為の防止は、大学等でも課題となっている。相談員資格の社会的認知度が高まり志望者が増えると、相談員資格試験においても不正行為防止の措置が重要課題になると思われる。

不正行為防止の措置の具体例は、他の資格試験分野における取組が参考になると思われるので、消費者庁において情報収集し登録希望機関に情報提供するなど、相談員資格試験の質の確保に向けた国の支援が必要だと考える。

#### ④「試験に備えるための講義、講習、公開模擬学力試験等の業務を行わないこと」について

地域における消費生活相談員の人材確保のため学習機会の拡充が必要であることや、相談員に求められる知識・技術は試験だけでは確認できず資格取得の前後を通じた幅広い研修機会の確保（「相談員資格試験の在り方」に記載）が必要とされることに照らして、上記の制限を設けることには反対である。

上記のような規定を設けた目的は、①資格取得ビジネス型の試験の実施を排除することや、②出題予定事項に絞った事前講習など試験の信頼性を損なうような講習を排除することにあると思われる。

このうち、①資格ビジネス型の試験実施の排除を必要とする根拠は、消費生活相談員の資質として知識偏重の試験だけでは足りず、コミュニケーション能力や紛争解決に向けた調整能力や被害防止に向けた積極的姿勢など総合的な資質向上が必要である

とされることに求められる。だからこそ、「資格取得の前後を通じた幅広い研修機会の確保」が必要とされている。

そこで、登録試験機関の信頼性確保の要件としては、

『 試験の前後を通じて消費生活相談員の資質向上に向けた総合的な研修、情報提供等の業務を実施すること。ただし、事前講習・情報提供において資格試験の公正さを損なうおそれが生じないよう措置を講じること。』

としてはどうか。「登録試験機関の信頼性確保」とは、狭い意味での試験実施の公正さ確保の措置だけでなく、消費生活相談員の資質向上のための試験機関としての信頼性確保という意味も盛り込む趣旨である。